

松伏町告示第91号

令和2年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年7月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によると、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると見込まれています。

このような社会情勢の下、令和2年度における財政状況については、積極的な滞納処分を行い、自主財源の確保に努めた結果、町の歳入の約4割を占める町税が増収となり、また、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金が増額となったことから、町全体の歳入は大幅な増額となりました。歳出についても、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策に関わる経費などにより大幅な増額となりましたが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の動向に注視するとともに、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。